

|                                                |                  |     |               |
|------------------------------------------------|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                          | 平成１７年６月２２日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第３部 |
| 事 件 番 号                                        | 平成１７年（行ケ）第10189号 |     |               |
| ○ 発明における数値限定が臨界的意義を有するものではないとして、発明の進歩性が否定された事例 |                  |     |               |

（関連条文）特許法29条2項

Xは、発明の名称を「有機エレクトロルミネッセンス素子」（有機EL素子）とする本件特許の特許権者である。特許異議の申立てがあり、特許庁は、本件特許を取り消すとの決定をした。そこで、Xは、同決定の取消を求めたが、本判決は、Xが主張する取消理由はいずれも理由がないとして、Xの請求を棄却した。

本件特許に係る発明（本件発明）では、ハロゲン化合物からなる不純物の濃度の上限が500ppm未満に数値限定されている。Xは、同数値限定が有機EL素子の半減寿命との関係において臨界的意義を有している旨主張したのに対し、本判決は次のとおり判示した。

すなわち、本件特許に係る明細書の記載内容に照らせば、本件発明は、長期間の駆動に伴う発光輝度の減衰が小さく、耐久性に優れる有機EL素子を提供するに際してのハロゲン化合物濃度の許容限度として、濃度500ppmを設定したものというべきであって、当該数値の内外において効果が顕著に異なるという、いわゆる臨界的意義を有する数値として500ppmの濃度を開示した発明ということとはできない。

また、仮に有機EL素子におけるハロゲン化合物濃度について何らかの臨界的数値が存在するとしても、そもそも、本件発明に係る有機EL素子については、すべての実施態様において当該臨界的意義に対応する作用効果を得られるとは認められないから、この点からみても、「500ppm」が臨界的意義を有する数値とはいえない。

さらに、本件特許出願時の技術水準によれば、「残留塩素や不純物がないことにより高輝度で長寿命な有機EL素子が得られる」こと自体は知られており、また、不純物濃度が本件発明の範囲内の100ppmである有機EL素子も、実用に供される物として知られていたのであるから、これらを前提とすれば、当業者であれば、精製純度を高めることによる設備投資及びランニングコスト等の費用の増加という経済的要素を考慮しながら、有機EL素子における不純物の許容限度を適宜設定し得ることは明らかであって、本件発明が、有機EL素子の発光寿命の観点から、不純物としてのハロゲン化合物の（上限値としての）許容濃度が500ppmであることを確認したものであるからといって、これをもって進歩性を認めるほどの技術的貢献をもたらすものということとはできない。

したがって、Xの臨界的意義についての主張は、上記いずれの観点からも、理由がない。以上のとおり、判示した。